

厚生労働省発政 0509 第 2 号
平成 28 年 5 月 9 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

平成 28 年度（平成 27 年度からの繰越分）社会保障・税番号制度システム整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成 28 年度（平成 27 年度からの繰越分）社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管内市町村等に対する周知について御配慮願いたい。

別 紙

平成28年度（平成27年度からの繰越分） 社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱

（通則）

- 1 平成28年度（平成27年度からの繰越分）社会保障・税番号制度システム整備費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、社会保障・税番号制度の導入に必要な都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含み、後期高齢者医療広域連合を除く。以下同じ。）の社会保障関係システムの整備に要する経費の全部又は一部を補助することにより、同制度の円滑な施行に資することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、平成28年5月9日政社発0509第2号厚生労働省政策統括官通知の別紙「平成28年度（平成27年度からの繰越分）社会保障・税番号制度システム整備事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村が行う事業を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第2欄の種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
平成 28 年度 (平成 27 年度 からの繰越分) 社会保障・税番 号制度システム 整備事業	平成 28 年度 (平成 27 年度 からの繰越分) 社会保障・税番 号制度システム 整備事業 (一般 分)	厚生労働大臣が 必要と認めた額	平成 28 年度 (平成 27 年度からの繰越 分) 社会保障・税番 号制度システム整備 事業 (一般分) に必 要な賃金、旅費、需 用費、役務費、委託 料、使用料及び賃借 料、備品購入費、負 担金	2 / 3
	平成 28 年度 (平成 27 年度 からの繰越分) 社会保障・税番 号制度システム 整備事業 (国民 年金・特別児童 扶養手当分)	厚生労働大臣が 必要と認めた額	平成 28 年度 (平成 27 年度からの繰越 分) 社会保障・税番 号制度システム整備 事業 (国民年金・特 別児童扶養手当分) に必要な賃金、旅 費、需用費、役務 費、委託料、使用料 及び賃借料、備品購 入費、負担金	10 / 10

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（各配分額のいずれか低い額を超えない変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、別紙様式第1による申請書により厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式第1による申請書により厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受

けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第2による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第3により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付せることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
 - ア 市町村長（特別区、一部事務組合及び広域連合の長を含み、後期高齢者医療広域連合の長を除く。以下同じ。）は、別紙様式第4による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの申請書を受理し、その内容を審査し適正と認めたときは、これを取りまとめの上、別紙様式第5により関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (2) (1) 以外の場合
 - 都道府県知事及び市町村長は、別紙様式第4による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第1による申請書に関係書類を添えて、6に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 厚生労働省大臣は、交付申請書が到着した日から起算して原則1月以内に交付の決定（決定の変更を含む）を行うものとする。

（交付決定の通知）

9 都道府県知事は、この補助金について厚生労働大臣の交付の決定（決定の変更を含む。）の通知の依頼があったときは、市町村に対し、別紙様式第6-1（変更申請に対しては別紙様式第6-2）により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

（補助金の概算払）

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（申請の取下げ）

11 都道府県知事及び市町村長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

12 この補助金の事業状況報告は、次により行うものとする。

（1）法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村長は、事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、別に定める事業状況報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県知事は、市町村長からアの状況報告書を受理したときは、別に定める状況報告調書を添えて、これを速やかに厚生労働大臣に提出しなければならない。

（2）（1）以外の場合

都道府県知事及び市町村長は、事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、別に定める事業状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

13 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

（1）法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村長は、当該年度の事業が完了したとき又は当該年度が終了したときは、別紙様式第7による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行わなければならない。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理し、その内容を審査し適正と認めた

ときは、これを取りまとめの上、別紙様式第8により関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して1月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月8日のいずれか早い日（当該年度が終了した場合には、翌年度4月30日）までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（2）（1）以外の場合

都道府県知事及び市町村長は、当該年度の事業が完了したとき又は当該年度が終了したときは、別紙様式第7による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して1月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月8日のいずれか早い日（当該年度が終了した場合には、翌年度4月30日）までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

1 4 都道府県知事は、この補助金について厚生労働大臣の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村に対し、別紙様式第9により速やかに確定の通知を行うものとする。

（交付決定の取消し）

1 5 厚生労働大臣は、5（3）の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、9の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- （1）法令、この交付要綱又は法令若しくはこの交付要綱に基づく厚生労働大臣の处分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（補助金の返還）

1 6 厚生労働大臣は、次の（1）又は（2）に掲げる場合には、期限を定めて、当該（1）又は（2）に定める補助金を国庫に返還することを命ずる。

- （1）15の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されている場合 当該取消しに係る部分の補助金
- （2）交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合 その超える部分の補助金

（その他）

1 7 特別の事情により4、6、7及び13に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。